

京都市予算規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第/26号

京都市予算規則の一部を改正する規則

京都市予算規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「長」の右に「(教育委員会事務局にあつては、教育次長。以下同じ。)」
を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局財政部財政課)